

高齢社会白書

「高齢社会対策基本法」に基づき、毎年、国会に提出（法定白書）。今回で28回目。

〈高齢社会対策基本法〉

第8条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第1章 高齢化の状況

第1節 高齢化の状況（高齢化の推移と将来推計）

第2節 高齢期の暮らしの動向（就業率の推移、健康寿命と平均寿命の推移）

第3節 〈特集〉高齢者の健康をめぐる動向について

〈トピックス〉

- 1 新潟県佐渡市～和太鼓を活用した高齢者の健康づくりと社会参加～
- 2 愛知県一宮市～次世代へつなぐ「通いの場」への挑戦～
- 3 青森県弘前市～岩木健康増進プロジェクト～
- 4 大阪府～スマートシニアライフ事業～
- 5 北海道更別村～更別村 SUPER VILLAGE構想～

第2章 令和4年度高齢社会対策の実施の状況

第1節 高齢社会対策の基本的枠組み

第2節 分野別の施策の実施の状況（令和4年度に各府省庁が講じた施策）

- 1 就業・所得
- 2 健康・福祉
- 3 学習・社会参加
- 4 生活環境
- 5 研究開発・国際社会への貢献等
- 6 全ての世代の活躍推進

第3章 令和5年度高齢社会対策

第1節 令和5年度の高齢社会対策の基本的な取組

第2節 分野別の高齢社会対策（令和5年度の各府省庁の主な施策）

- 1 就業・所得
- 2 健康・福祉
- 3 学習・社会参加
- 4 生活環境
- 5 研究開発・国際社会への貢献等
- 6 全ての世代の活躍推進